平成２４年（フ）第６０３５号
東京都東久留米市柳窪１丁目９―16―101
債務者　酒井　孝行
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０３６号
東京都東久留米市柳窪１丁目９―16―101
債務者　酒井　梨奈
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０３７号
東京都東久留米市下里４丁目１―13―107
債務者　寺田　　陵
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０３９号
千葉県袖ケ浦市上泉1205―130
債務者　福田　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０４０号
東京都北区豊島７丁目31―１―506
債務者　堀口　　寛
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０４１号
東京都江東区佐賀１丁目６―２―617　木幡方
債務者　平野　雄治
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０４７号
東京都江東区大島８丁目35―７―302
債務者　笠原　征夫
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０４８号
東京都西東京市保谷町５丁目８―３―303
債務者　太田　　寛
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０６４号
東京都江戸川区一之江５丁目８―28―201
債務者　舛谷　大輔
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０７１号
東京都新宿区百人町１丁目９―５
債務者　小川　直記
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０８０号
千葉県香取郡神崎町四季の丘６―28
債務者　遠藤　弘美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０８１号
千葉県香取郡神崎町四季の丘６―28
債務者　遠藤とめ子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１０２号
東京都板橋区中板橋28―14―102
債務者　横山　一夫
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１０５号
東京都大田区田園調布４丁目23―７―101
債務者　渡邉　桂子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１０６号
千葉県八街市八街ろ87―309
債務者　松本　　浩
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１１１号
東京都新宿区北新宿２丁目13―11　細田コーポ１Ｆ
債務者　韓　　政憲
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部